二　(一)　保安林の所在場所　京都府福知山市字下小田小字家ノ上二六〇から二六二まで、小字鎌倉二六三、二六五から二六九まで、二七一から二七九まで、二八〇の一、二八一から二八四まで、小字笹ケ市二八五、二八六
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字家ノ上二六〇から二六二まで・小字鎌倉二八四・小字笹ケ市二八五・二八六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字横田字荒神サコ二三〇の二、字牛谷二七一、二七二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県北佐久郡立科町大字藤沢字東別府一三五八、字北三反田一三八一の一、字日影歩在家一三九四、字日影田一四〇五の一から一四〇五の三まで、字西五反田一四〇八の一、一四〇八の五、一四〇八の一一、一四〇八の一四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び立科町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字赤羽六二二の一、六二二の二、九〇三、九〇四のイ、九〇六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県美作市東吉田字腰前二六五の一、二六五の三、字石ケ谷二六八、字ザンゾヲ畑二七一の一から二七一の四まで、字皆坂口二七四の一、二七四の四、字十石山二七五の一、二七五の二、字楮原二七六、二七七、二七九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字腰前二六五の一、二六五の三、字石ケ谷二六八、字皆坂口二七四の一・二七四の四・字楮原二七六・二七九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村宗ノ上字枝尾ノ畝六六四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字枝尾ノ畝六六四の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村久江ノ上字馬鍬礒三二七の三、島字丸山東五七八の一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬鍬礒三二七の三・字丸山東五七八の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）